

【第15回日本伝道協議会公開講演】

合同教会としての日本基督教団

—— その法的基盤と教派的伝統 ——

伊 藤 瑞 男

はじめに

このテーマが与えられましたが、いろいろな角度から話ができると思います。が、地方の一教会の牧師として私が語ることができるのは、教会形成的、また伝道的な観点から、体験的に語ることです。

まず、この、「法的基盤と教派的伝統」という、今回の伝道協議会のテーマの立て方はどういうことを意味しているのかと考えます。わたしは、これは、教団の諸教会が立っている場は何であるか、という問題意識であろうと思います。我々が二本の足で立っているとすると、その場は、一つは、教団の法的基盤の上に立っており、もう一つの足は教派的伝統の上にある、ということであろうと思います。

日本基督教団の法的基盤というのはその信仰告白と教憲・教規であります。それは法的拘束力を持っています。それは教団という全体教会と各個教会との間の契約の内容そのものだからです。

教派的伝統というのは合同して日本基督教団を形成した各教派の特徴的な伝統であります。これは法的には拘束力を持っていない。自由に選び取ることができる。その中核は教派特有の形を伴った霊性である、とわたしは見ています。

しかし、我々の二本の足は、均等に二つの上にその重心をおいて立っているかと言うと、そうではない。教会によって、人によって、軸足とその置き方が違うと思う。歴史的に言うと、当初は各個の教会にとっては、教派的伝統の方

が、教団の法より先にあったわけですから、教団の法的基盤よりも教派的伝統のほうが大切である、ということになる。そういう状況で教団が出発した。しかし、教団の歴史も63年経ちましたから、それ以前の教派の歴史とほぼ同じ長さ、あるいはそれを越える長さになりました。教団の法的基盤の重さをもはや軽く見ることはできない。また、教団も一つの合同教会としての伝統を既に形成しつつあると言ってもよいと思います。

今、教団人の意識はどうかと問うと、「私の教会は、合同以前の教派的伝統をととても大事にして、守っている」、という人たちもいるでしょう。「教派的伝統は意識しているが、特にそれを強調してはいない」、という教会もある。あるいは、教団成立以後にできた教会の人たちは、「私たちの教派的伝統は教団そのもの、教団の法的基盤そのものが私たちの伝統だ」、と言う人たちもいると思います。

そういうわけで、私は、私自身と身近な各教会の現実から話したい。

I 私の教派的体験

ある人に、私の教派的背景は何ですかと聞かれたことがある。そのとき、とっさに出たのは「私は教派的にはハイブリッドです」という答えでした。

私は高校生時代に、福音派の宣教師の家庭集会と内村鑑三や矢内原忠雄などの本を通してキリスト教を知るようになりました。また、いくつかの教会の礼拝にも出てみましたが、教会で求道するところまで行きませんでした。大学生になって、国際基督教大学教会で求道し、受洗しました。この教会は超教派(無教会の人たちを含む)の教会です。卒業後社会人になっても数年間この教会に通いました。

神学生時代には、旧メソヂストの教会に出席しました。伝道師時代には、旧日基の伝統を持つ教会で3年間訓練を受けました。この教会は長老派の伝統を大切にしていました。それから、アメリカに1年半ほど留学をしましたが、学んだところは長老派の神学校です。その間出席した教会も主に長老派の教会でした。さらに、その間、個人的に親しい交わりをしてくださった牧師家族も長

合同教会としての日本基督教団

老派の人でした。

それから、帰国して関東教区の、旧日基の伝統を持つ教会に7年間、その後東海教区で旧メソヂストの伝統を持つ教会に24年間仕えています。この教会はカナダメソヂスト教会が日本に伝道して最初に建てた教会ですので、そのメソヂスト意識は強いものがあります。

このような履歴を持つ私は、主として長老派とメソヂストの伝統を学び、意識しながら、教会形成をしてきた者です。「ハイブリッド」という語は二種以上の生物が混合してできた新種を意味している。そして、それはしばしばよりよい資質をもった新種を指すことが多いと感じているが、私もそういう意味で、複数の教派のよいところを身につけたいと、願ってきました。

II 東海教区（静岡県，山梨県，長野県）の諸教会の教派的伝統

私は東海教区の教会に24年間在任しているので、この教区における旧教派の流れとそれらが教区形成にどのような影響を及ぼしているかを知りうる立場にあります。教団の中の教派的伝統の現実を知る一つのケースとして、東海教区のそれを知ることは意味があることだと思うので、示したい。

A. 東海教区の旧教派の伝統を持つ教会の概観は以下の通りです。

①メソヂスト系 31教会

a. カナダ・メソヂスト：27教会 静岡，藤枝，焼津，島田，榛原，相良，沼津，富士宮，浜松，気賀，掛川，袋井，南遠，中遠，長野県町，須坂，信州中野，上田新参町，小諸，岩村田，韭崎，甲府，市川，巨摩，日下部，勝沼，谷村，

b. アメリカ・メソヂスト（美以教会）：4 教会 松代，豊科，松本，伊那坂下

②日本基督教会系 15教会

三島，修善寺，香貫，富士，御殿場，岩本，大宮共立，駿府，遠州，遠州栄光，長野，佐久，諏訪，松本東，山梨，

- ③メソヂストと日基の合同： 1教会 飯田吾妻町
- ④美普教会(メソヂストプロテスタント) 3教会
蒲原，静岡草深，浜松元城
- ⑤カナダ・メソヂストと美普の合同 2教会 吉原，清水
- ⑥同盟協会(スウェーデンアライアンス) 3教会 熱海，宇佐美，伊東，
- ⑦福音教会 4教会 下田，松崎，沼津岳南，神愛
- ⑧ホーリネス教会 3教会 南豆，上諏訪，大月新生
- ⑨救世軍 1教会 沼津大岡
- ⑩同胞教会 1教会 静岡一番町
- ⑪伝道館・活水の群れ 3教会 信州，飯田知久町，飯田入舟
- ⑫バプテスト教会 1教会 大町
- ⑬合同教会 1教会 軽井沢
- ⑭教団成立後の教会 24教会
伊豆八幡野，稲取，伊豆長岡，羊之舎，神山，浜北，長野本郷，篠ノ井，
信濃村，坂城栄光，軽井沢追分，軽井沢南，松本筑摩野，波田，塩尻ア
イオナ，富士見高原，飯田馬場町，喬木，愛宕町，南甲府，峡南，石和，
山梨八代，甲府中央

合計 93

以上の概観を見るだけでも，この教区の教派的伝統が随分多様であることが知られよう。さらに，これに幾つかのコメントを以下のように加えた

- ・以上の分類は，私の判断によるもので，個別の教会においては別の判断があるかもしれないことを付け加えておく。
- ・教団成立後に旧教派の伝統をもつ教会から枝分かれしないし分裂したものがある。それらの教会は旧教派の伝統を受け継いでいる場合が多い。また，教団成立後全く新しくできた教会も，旧教派の伝統を取り入れているものがある。

合同教会としての日本基督教団

- ・以上を大別すると、メソヂスト系、日基系、教団成立以後の教会、福音派その他、の4グループに分けることができる。その中でもメソヂスト系の教会が数においても、影響力においても顕著である。
- ・旧教派の伝統を持つ教会でも、意識的にそれを強調しているとはかぎらない。
- ・また、旧教派の伝統を持つ教会の中でも別の教派的伝統に乗りかえたものが幾つかある。それは、私の知る限り、長老派への乗りかえである。
- ・なお、参考のために記せば、2003年度、専任の伝道者を迎えることができない教会は6教会である。また、2003年度、教区の互助を受けている教会は13である。

B. 私の観察

- ①旧教派の伝統を意識的に保持し、教会形成の柱にしている教会は教区内に相当ある。しかし、その程度には差がある。旧教派のグループ（更新伝道会、改革長老主義教会協議会、連合長老会、活水の群れなど）に所属しているかどうか、一つの尺度となる。概して、教派的伝統を大事にしている教会は安定していると思われる。教団成立後にできた教会でも教派的伝統を選び取り、それを教会形成の柱にすえている教会がかなりある。それが教会のアイデンティティーの中核になり、強さにつながっていると思われる。
- ②しかし、教派的伝統を強く主張する教会は多くないと思われる。考えられる理由は、東海教区が教派的伝統と教団の法的基盤を重んずる立場との、バランスのとれた姿勢を持っていること、旧教派意識が薄れてきたこと、教会間で移動する信徒にとって旧教派の強調には違和感があることなどである。私が仕える静岡教会(旧メソヂスト)でも、教派的伝統を冷静に学び、よい点のみを取り入れようとしてきました。
- ③旧教派の伝統を変えて、かたい長老主義にしようとしているところが幾つかあるが、私の見るところ、成功していない。教派的伝統を、たとえ、

弱点があるとしても、否定すると、それは、新しい教会形成のためには強いマイナス要因となる。その伝統のよい面を生かす方向へと向かわなければならぬのではないか。

④教派の伝統を持っている教会にせよ、伝統を乗り換えた教会にせよ、規模が小さいとそれを維持するのは難しい。牧師の交代で不安定となる傾向が見られます。地方教区には小教会が多い。教区、分区で相互に交わり、助け合わなければならない。それは、教団の法的基盤に立つ以外にできないのです。

C. 東海教区の教団に対する姿勢

東海教区全体は、早くから教団政治に関心を持ち、積極的に発言をしてきました。全体教会の大切さを心得ている教区です。1960年代には、教団総会で「教区の教会性」を認めるよう強く主張しました。例えば、教団総会議員を教区代表とする議案、教区議長を常議員にする議案などを総会に提出したことがある。その点では、中会を重んずる旧日基の伝統にその良さを見出しているといえます。しかし、教区は教会ではないという教団の立場を変えることはできませんでした。

1969年に教団紛争が起きてからは、東海教区は次の3点を主張してきました。

a. 信仰告白の確立, b. 会議性の尊重, c. 教団総会の暫定性の確保
(東京、大阪教区選出議員不在のゆえに)

この主張は、まさに教団の法的基盤を守ろうとする立場に基いています。この立場から教区は以下のような歩みをしてきました。

①東海教区では、教団の正常化を目的とする福音主義教会連合に参加した教会が多く出ました。また、教団負担金未納をもって教団政治を正そうとする教会も続出しました。そして、教区はその流れに理解の姿勢を示したのです。それは、教区は教団のあり方に強く批判的であったからです。

②しかし、福音主義教会連合による教師試験と按手礼を受けた教区内の教師が聖礼典を執行した時、常置委員会はすぐに、その教会に聖礼典執行を

合同教会としての日本基督教団

止めるように勧告しました。それは結果的に、幾つかの教会の教団離脱につながりました。これは教区にとって大きな痛みとなりました。これも教団の法を律儀に守ろうとする教区の姿勢の現れでした。

③やがて、負担金未納運動は教団正常化のために、かえってマイナスになるという反省から、中止する教会が増え、教区も、未納の負担金を教区が肩代わりをして教団に納めることを実行し、やがて解決しました。その間、教区は未納教会に圧力をかけませんでした。

④兵庫教区の、補教師の聖礼典執行を容認する声明に反対の表明をしました。

⑤教区は、1890年の日基の信仰告白をもって洗礼を授けていたある教会を指導して教団の信仰告白をもって洗礼を授けるように導いたこともあります。

⑥「沖縄キリスト教団との合同のとらえなおし」問題も教団の法的基盤を崩すとの認識から、反対を表明し、沖縄教区と対話してきました。

Ⅲ 教団の法的基盤について

合同教会としての教団の法的基盤は、第一義的には信仰告白及び教憲・教規です。

同時に、教団は、第二義的にこの世の法的秩序の下で宗教法人法に従って法人格を有する法的基盤を持っています。後者の法的基盤は、具体的には、包括法人としての教団では宗教法人日本基督教団規則がそれであり、被包括法人としての各個教会のそれは、宗教法人日本基督教団〇〇教会規則です。

この宗教法人としての、教団の法的基盤は第二義的であるとはいっても、教団と各個教会との関係についてとても重要なことを規定しています。すなわち、教会は教団に対して、法的に独立しており、教会が教団との契約関係を結ぶのも解くのも自由であることを規定しています。それは、教団は、各個教会を重んずるプロテスタント教会として、第二の法的基盤をも選び取ったと見ていいと思いますので（宗教法人法の下で宗教法人の形態は種々あるので、各個教会

に法人格を与えるのは一つの形態です。), 第一と第二の法的基盤はセットで受け止めるべきです。

教団は、第一の法的基盤において、その信仰と職制を定めています。これは、多様な教派的伝統を持つ諸教会が一致して定めた合同教会の基本的信仰と秩序です。これは聖なる契約です。法的拘束力を持っている。守られねばならない。変更される可能性はあるとしても、それは、教憲・教規に従って行われなければなりませんし、また、公同教会の伝統から逸脱することは許されません。教団も各個教会も内的に公同教会の伝統に縛られているといえましょう。

第二の法的基盤においては、教団も各個教会も国家に対して法的関係を結んでいます。と同時に教団と各個教会が独立の法人として、対等に法的関係、つまり契約を結んでいます。教団と各個教会の対等な関係は、教憲・教規では必ずしも明らかではないが、この両法人の規則により、それが明らかとなります。包括・被包括の関係が、被包括法人の自由において結ばれ、解かれるということは決定的に重要であるということになります。

他方、包括法人である教団は、各個教会との関係を自由にはできません。また、強制力を発揮する権力的基盤を持っていません。教会の財産は教会の主権の下にあるからです。教団は、ただ、信仰告白と教憲・教規という契約に従って、行動する自由を持っているのみです。この点において、包括法人である教団の方が弱い立場にあるとさえ言えるのです。

教団の強さはただ、その公同教会としての信仰と秩序の伝統を受け継いでいるという霊的権威にあるのです。したがって、教団がその法的基盤である信仰告白と教憲・教規の重要性を忘れ、これを軽んずるならば、教団の権威は地に落ち、その存在理由を失います。このことを、教団人はよく認識してきたでしょうか。疑問です。

紛争当時、多くの教会が教団負担金未納を実行しました。これは、教団が教憲教規を軽んずるという契約不履行をしているから、教会が対抗措置に出たということです。それに対して、教団はこれを止めるすべを知りませんでした。教団は自らの弱さをその時知ったのではないのでしょうか。

合同教会としての日本基督教団

1960年代から紛争時代にかけて、教団は上意下達の意識から抜けきれていなかったと、私は見えています。その理由は、第一に、ミッション教会の意識です。日本の諸教会は、アメリカの諸教会からの援助を、戦前においても、戦後においても大きく受け、教団はその援助のチャンネルとなっていました。教団には大きな権力が付与されていたことになります。しかし、海外からの援助がなくなっていったのが1960年代でした。第二の理由は、教区の位置付けです。教団と教会は法人格を持っているが、教区は法人格を持っていない。それ故、教区は教団の下請け機関のように見られたと思われます。法人格を持っていないくても、教団の中で、教区に教会性を付与することを求めた東海教区などの議案は認められませんでした。しかし、教区は諸教会の会議であることに間違いはないのですから、諸教会の意志をまとめる中間機関としての教区をもっと重んずるべきでありました。

1960年代後半に、戦責告白や、沖縄キリスト教団との合同、万博参加決議など、とても重要なことが常議員会レベルで短期間の内にまとめられましたが、途中で教区の意見を聴取することはありませんでした。それらは皆、決まった後から大問題になりました。2年に一度の、3日間の教団総会のみで、教団の重要政策を決定するのには無理があります。当然、結果的には各個教会の軽視、となります。しかも、上記の決議の内、戦責告白は常議員会のみで決定され、教団総会で議題にされませんでした。万博参加など、もし教区レベルにおろして意見を聞いていれば、問題提起者たちの突き上げにあれはどうろたえたり、混乱することはなかったはずです。

したがって、教団の法的基盤においては、教団の意志決定がどのようになされるのか、ということが最も重要になります。「教団は教憲・教規の定めるところに従って、会議制によりその政治を行う」と教憲第4条にありますが、この会議制には運用の余地があります。教団の会議をいかに、教会の会議にふさわしい、聖霊の導きによる聖なる会議とするかが課題です。

IV 教会形成と伝道との観点から

1. 教派的伝統の実質はなにか

教派的伝統というのは、現在の教団にあっては、法的なものではありません。勿論、旧教派においては、その伝統が法となっていました。それぞれの信仰箇条、宗教箇条などは教団の信仰告白に受け継がれました。が、多くの教派は、政治的秩序に関する法的基盤を捨てました。ただし、教派によっては、その法的なものの一部が教団に引きつがれている。自らの教派的伝統を、最も大きく法的に教団に受け継がせたのは会衆派教会（組合、バプテストなど）です。すなわち、各個教会の独立性は教団において確保されました。次に、日本基督教会です。全体教会の信仰と職制を重んずる伝統は受け継がれました。しかし、日基の、長老派の特徴である中会（＝教区）には、法的に重要な地位は与えられなかった。（ただし、実質的には1960年代から教団の権限が教区に委譲されていき、紛争により、その傾向は一層強まった。）メソヂストその他はその法的基盤を捨てました。

私は、教団における教派的伝統の実質は信仰的なもの、霊的なもの、神の知恵のようなものであると考えています。「霊性」といってよい。それは個人的な霊性だけでなく、教会的な霊性です。ゆえに、教会において、人によって、受け継がれていく。この実質的伝統が信仰者をつくり、教会をつくり、伝道する力を与えていきます。例えば、私の仕えている教会では、メソヂストの伝統として、伝道、奉仕、交わり、恵みの座に跪いて聖餐を受ける仕方を大切にしてきました。長老派の伝統では、説教を重んじ、長老、信徒の訓練などが重んじられます。祈りを重んずる教会もあるでしょう。浸礼で洗礼を行うことを大切とする教会もあるでしょう。それらは、それぞれよい霊性を持っていると思います。

教派的伝統を大事にする人たちと教会は、この霊性を受け継ぐ力が衰えてはいないか、吟味する必要があります。教派的伝統の形を失っていきつつある今、

合同教会としての日本基督教団

その霊性を新しく受け継いで行くためには、大きな祈りと努力が必要と思われます。

2. 教団の法的基盤のみで教会形成と伝道ができるか

できないと考える人々がいます。できると考える人々もいます。

できないと考える人、あるいは難しいと考える人は、教団の信仰告白と教憲・教規は教団をまとめるための道具であって、教会の形成と伝道のための力として十分ではない、と考え、旧教派的伝統に力を見出して、そこに帰り、守ろうとします。

できると考える人は、信仰告白と教憲・教規から、また、聖書から形成と伝道のための霊的な力を汲み取ることができる、と考える。現実には、教団成立以後できた教会の多くは旧教派の伝統を意識していないと思われるが、立派に教会形成をし、力強く伝道している教会が多くあります。すると、できるという方向を指し示しています。また、旧教派的伝統を重んずる教会が、形成と伝道において、必ずしも模範を示してはいないのです。

いずれにしても、ポイントは霊性であり、霊性なくして教会を形成し、伝道することはできません。教派的伝統を意識していない教会においても、その教会独自の霊性が与えられているのだ、と私は思います。つまり、合同教会としての霊性というべきものが形づくられつつあるのではないだろうか。ただ、それは十分に力ある霊性か、見えるような姿をとりつつあるかどうか、はまだ明らかではないと思います。

私は10年ほど前にアメリカを訪れた時、カナダ合同教会で十数年牧会し、その後アメリカの長老教会で牧会をしている牧師と話をしたことがあります。私は、「カナダ合同教会はどうですか。うまくいっていますか」と尋ね、我々日本の合同教会は、困難に直面していることを説明しました。すると、彼は即座に、“Presbyterian fervor, Methodist theology”（「長老派の熱心とメソヂストの神学」）と答えました。これは、カナダ合同教会の中で、交わされている、ユーモアをこめた自己寸評であろうと思われます。元来は、長老派の特徴は神学

で、メソヂストの特徴は熱心であるのだが、長老派の伝統を持つ教会がメソヂストの熱心を身につけ、メソヂストの伝統を持つ教会が長老派の神学を学んでいる、ということです。これは、合同教会のよい面と同時に予期しなかった皮肉な面とが現れたということでもあります。

教団の教会も、私たちが知らない内に、旧教派の伝統を修正し、改めつつ、合同教会の新しい伝統をつくりつつあるのだろうと思います。旧教派の伝統をことさらに強調するのは、同じ伝統を持つ他の教派の人々から見ると滑稽であるかもしれません。

3. 教派的伝統は主キリストに仕える道具である

教派の違いは、「まことにして、一つなる教会の中で、神のことばの受け取り方の角度によって生じた相違」であるといわれるが(北森嘉蔵「合同教会論」, p.11), その違いは根幹のものではありません。教派的伝統は、教会の体なる主キリストに仕える道具の一つです。道具は古くなると、修理し、磨き、新しくする必要があります。そして、そこには新しい霊性が必要です。霊性を祈り求めなければならない。

30年以上に及ぶ教団の混乱を見てきた人々には、教団に霊性があるとは思えないかもしれません。しかし、教団を愛し、教団の形成のために労し、祈っておられる多くの方がいることを、わたしは知っています。その人たちとその教会の中には、合同教会である教団の霊性が生まれつつあると、私は信じています。

教団の法的基盤と教派的伝統の上に新しい合同教会の霊性が与えられ、教団の諸教会が力強い、形成と伝道をすることができるよう祈りたいと思います。

(いとう みずお)